# 定款

(公社) 熊本県建築士会

平成25年4月1日

第1章 総則 第1条 名称

第2条 事務所

第2章 目的及び事業

第3条 目的

第4条 事業

第3章 会員

第5条 法人の構成員

第6条 会員の資格の取得

第7条 経費の負担

第8条 任意退会

第9条 除名

第10条 会員資格の喪失

第4章 総会

第11条 構成

第12条 権限

第13条 開催

第14条 招集

第15条 議長

第16条 議決権

第17条 決議

第18条 議事録

第5章 役員等

第19条 役員の設置

第20条 役員の選任

第21条 理事の職務及び権限

第22条 監事の職務及び権限

第23条 役員の任期

第24条 役員の解任

第25条 役員の報酬等

第26条 責任の一部免除

第27条 顧問及び相談役

第6章 理事会

第28条 構成

第29条 権限

第30条 招集

第31条 議長

第32条 決議

第33条 議事録

第7章 会計

第34条 事業年度

第35条 事業計画及び収支予算

第36条 事業報告及び決算

第37条 公益目的取得財産

残額の算定

第38条 株式(出資)の

議決権の行使

第8章 支部

第39条 支部

第9章 委員会及び部会

第40条 委員会及び部会

第10章 事務局

第41条 設置等

第11章 定款の変更及び解散

第42条 定款の変更

第43条 解散

第44条 公益認定の取り消し

等に伴う贈与

第45条 残余財産の帰属

第12章 公告の方法

第46条 公告の方法

附則

別表 1 附則 (附則 2 関係)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人熊本県建築士会(以下「本会」という。)と称 する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の協力によって建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に努め、もって建築文化の進展を図り、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを 目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 建築士の技能向上に関すること
  - (2) 建築に関する調査研究、普及宣伝及びその改善
  - (3) 景観まちづくり及び地域貢献活動
  - (4) 講演会、講習会及び研修会等の開催
  - (5) 官公庁等からの業務委託に関すること
  - (6) 一級建築士登録等事務の受付等業務
  - (7) 二級建築士等登録事務
  - (8) 前各号に関する印刷物の刊行及び頒布
  - (9) 熊本県建築士会館の賃貸及び施設の貸与
  - (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、熊本県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第5条 本会に、次の会員を置く。
  - (1) 正会員 本会の事業に賛同して入会した建築士の資格を有する者

- (2) 準会員 本会の事業に賛同して入会した建築士の資格取得を目指す者
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (4) 特別会員 本会の事業遂行に協力を求める者、又は建築に関する学識経験の ある者であって、理事会が推薦し入会した者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、 その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び 毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該 会員を除名することができる。
  - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、 その資格を喪失する。
  - (1) 第7条の支払義務を履行しなかったとき。
  - (2) 総会員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
  - (5) 理事及び監事に対する費用の弁償の基準
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (7) 定款の変更
  - (8) 解散及び残余財産の処分
  - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会 長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の 決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定め る定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に 定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した会長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設置)

- 第19条 本会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 20名以上30名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係が ある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになっ てはならない。
- 3 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び 本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の 関係があってはならない。
- 4 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、10名以内を常務理事とする。
- 5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同 法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業 務を分担執行する。

- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、 自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## (監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査 報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及 び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は 監事としての権利義務を有する。

## (役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員の報酬等)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給 の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項の支払基準については、総会の決議を経て定める。

#### (責任の一部免除)

第26条 本会は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

- 第27条 本会に任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。
  - (1) 顧問 3名以内
  - (2) 相談役 3名以内
- 2 顧問は、会長の職にあった者で功績きわめて顕著な者とする。
- 3 相談役は、副会長又は常務理事の職にあった者で、功績きわめて顕著な者とする。
- 4 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 5 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 6 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第31条 理事会においては、会長が、その議長となる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において理事の中から議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の 決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成す る。
- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 会計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを 記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、 理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備 え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取 得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(株式(出資)の議決権の行使)

- 第38条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を要する。
  - (1) 配当の受領
  - (2) 無償新株式
  - (3) 株主配当増資への応募
  - (4) 株主宛配付書類の受領

第8章 支部

(支部)

- 第39条 本会は、理事会の決議によって熊本県内の必要な地域に支部を置くことができる。
- 2 支部の任務、設置地域及び運用に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

- 第40条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会及び部会を設置することができる。
- 2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、 会長が委嘱する。
- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第41条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に 定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、 国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定す る公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長、副会長及び常務理事は、別表1のとおりとする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人熊本県建築士会の定款は、前項に定める解散の登記の日に廃止する。

別表 1 附則(附則2関係)

役員	氏 名
会長 (代表理事)	中尾 憲征
副会長	丹伊田 穣
副会長	磯田 桂史
副会長	赤松 章
常務理事	中川 誠之
常務理事	廣田 清隆
常務理事	入江 雅昭
常務理事	南 孝雄
常務理事	深水 俊博
常務理事	大久保 秀洋
常務理事	小佐田 洋一
常務理事	持田 美沙子